

0. はじめに

数値限定のある特許発明の技術的範囲に関する6つの小テーマについて裁判例を検討した。顧客の依頼により鑑定書を作成する必要から行った研究である。平成20年(2008年)11月10日に、「関西特許研究会(KTK)」にて口頭発表し、同研究会報告「KTK ニュース」平成21年(2009年)2月号に掲載されたものに、一部加筆したものである。なお、判決検索に先立ち、次の書を事前に参照した：永野周志・著「特許権侵害判断認定基準」(ぎょうせい・平成18年4月10日発行)。

1. 数値限定のある特許発明の技術的範囲は、どの程度の幅を持つものとして解釈されるのか

1.1 問題意識

特許発明のクレームの記載が、ある要素に関して「100mm～250mm」等の数値限定を伴う場合に、当該特許発明の技術的範囲は、どの範囲に画定されるのか。例えば、被疑侵害製品の要素が101mmであった場合に、当該製品が上記技術的範囲に属することに異論はないとしても、99mm、あるいは95mmであった場合に、技術的範囲に属しない、と一律に判断し得るのか、という疑問があった。

1.2 判決例

「数値限定」と「有効数」の論理和をキーワードとして検索し、さらに内容をスクリーニングすることにより、本テーマに関連する判決例として以下のものを見出した。(判決の要点のみ記載)

- (i) 平成16年3月5日東京地裁判決：平成15年(ワ)第6742号：
 - ・特許法70条1項を根拠に、請求の範囲記載の数値限定を無視して技術的範囲を定めることはできない、旨を説示している。当然の原則を示したものと言える。
 - ・27.9%は、「45%以上」を充足しないと判じている(原告の請求棄却)。
- (ii) 平成20年3月13日東京地裁判決：平成18年(ワ)第6663号：
 - ・0.69 μ mが0.7 μ m以上には該当しないと判じている(原告の請求棄却)。
- (iii) 平成17年9月5日大阪地裁判決：平成16年(ワ)第7239号：
 - ・0.465 μ mが0.5 μ m以上に該当しないと判じている(原告の請求棄却)。
 - ・同控訴審(平成18年9月12日知財高裁判決；平成17(ネ)10115号)は、原審を支持している(控訴棄却)。
- (iv) 平成17年5月30日東京地裁判決：平成15年(ワ)第25968号：
 - ・1.006重量%が1重量%以下に該当しないと判じている(原告の請求棄却)。
- (v) 平成14年2月15日東京地裁判決：平成12年(ワ)第19360号：
 - ・有効数字の範囲を限度として広がりやを考慮する余地も有る、としつつも、有効数字を考慮してもなお、被告製品は数値範囲を充足しない、と結論づけている(原告の請求棄却)。
- (vi) 平成16年10月21日大阪地裁判決：平成14年(ワ)第10511号 特許権侵害差止等請求事件：
 - ・有効数字について検討しつつも、傍論として、実施例の誤差に基づく有効数字の範囲まで、技術的範囲を拡張して定めることに合理性なし、との判断を示している(原告の請求棄却)。

1.3 検討

以上の通り裁判例は、特許請求の範囲に記載された数値範囲について、広がりやを認めない傾向にある。

裁判例(i)は、特許請求の範囲に記載されたものは、それが数値限定であろうと構成要件の一つであって、これを無視して技術的範囲を画定することは許されない、という当然の原則を示したものと言える。

裁判例(ii)～(iv)の3件は、被疑侵害製品の数値が特許請求の範囲に記載された数値範囲にきわめて近接している例、という観点で選び出したものである。何れも厳しい判断が示されている。

2件の裁判例(v), (vi)は、数値限定について有効数字を考慮した例、という観点で選び出したものである。これら2例が示すように、有効数字の範囲について判断した判決例も見られるが、その数は多いとは言えない。しかも有効数字の範囲を考慮したとしてもなお、被告製品が技術的範囲に属しない場合に限られている。なお裁判例(v)では、判決文に記載の限りでは、当事者(原告)は有効数字を考慮すべく主張してはならず、裁判官が自主的に判断している。裁判例(vi)は、原告の主張があつて、有効数字について判断した事例である。この裁判例(vi)は傍論ながら、有効数字を考慮することについて、そもそも合理性に欠く、と判じている。

数値限定を含む特許請求の範囲について、その技術的範囲を、記載された数値どおりに厳しく解釈する傾向の背景には、裁判例(vi)が示唆するように、特許権者は出願時において、数値範囲について自らが適切と考える限りの広がりを与え、数値を自在に選択することができたのであるから、自らの意思に基づいて限定した範囲外にまで権利範囲を認めるのは、特許請求の範囲の明確性が損なわれることにより第三者が受ける不利益との関係上、衡平を欠くという思想があるのではないか、と思われる。当該見解は、正当であろう。

《有効数字に関するその後の判決》

(i) クレームの数値について有効数字を判断したその後の判決例は、見出し得なかった。

平成21年4月7日大阪地裁判決：数値範囲有り。（特許発明の数値ではなく）被告製品数値の有効数字を考慮して証拠力否定（精度に信頼性無し）。

2. 多数の要素の集合体を含む特許発明であって、当該要素について数値限定のある特許発明の技術的範囲は、どのように画定されるのか

2.1. 問題意識

ある部材の表面上に、電解質による表面処理によって無数の突起が形成されている場合のように、特許発明に係る物が多数の同一要素からなる集合体を含んでおり、その要素の大きさ等について「0.1 μm ~ 10 μm 」等の数値限定を伴う場合に、当該特許発明の技術的範囲は、どの範囲に画定されるのか。1つ1つの要素は、大きさ等に関して分布を有するのが通例であり、全ての要素について、大きさ等のある範囲に完全にコントロールすることは、多くの場合不可能である。それでもなお、被疑侵害製品に含まれる要素が、例えば「0.1 μm ~ 10 μm 」から外れる粒をわずかでも含んでおれば、当該製品はもはや特許発明の技術的範囲に属しない、と一律に判断し得るのか、という疑問があった。

2.2. 判決例

「数値限定」をキーワードとして検索し、さらに内容をスクリーニングすることにより、本テーマに関連する判決例として以下のものを見出した。（判決要旨の掲載省略）

平成14年7月19日東京地裁判決：平成12年(ワ)第22926号

2.3. 検討

本判決例は、明細書において、作用効果を奏する上での下限値の意義が記載されていること、実施例には、下限付近未満のもの含有率が極めて低い例が記載されていること、審査経過において、引例との差異として上下限の存在を主張していること、を理由として下限未満のものが含まれているものは、原則として特許発明の構成要件を充足せず、実施例に記載の程度を限度として含有が許される、と判じている。すなわち、特許請求の範囲に記載の数値限定から外れる要素（顆粒）の存在比率として、どの範囲まで許されるかについて、実施例の記載が参酌されている。顆粒の径が完全にコントロールすることはできないものであって、必然的に分布を有するものであることから、数値限定の意義を厳格に解すれば、全ての被疑侵害品は本件特許発明の技術的範囲には属さなくなる、という現実上の問題を、特許法70条2項の原則に基づいて解決したもの、と言える。

参酌すべき記載が実施例になかった場合には、数値限定の意義について厳しく解されるか、あるいは数値限定の意義をそもそも定めることができない、として発明の明確性（法36条6項2号）違反が問われる可能性も否定できない。明細書を作成する立場からは、数値限定の範囲から外れたいわば「不純物」の比率について、明確にし得る参酌事項を明細書に記載しておくことが大切である、とすることができる。

3. 数値限定のある特許発明の技術的範囲は、均等論により、数値限定を拡大するように解釈されるのか

3.1. 問題意識

特許発明のクレームの記載が、ある要素に関して「100mm ~ 250mm」等の数値限定を伴う場合に、均等論は、当該特許発明の技術的範囲を拡張するように働くのか、という疑問があった。

3.2. 判決例

「数値限定」と「有効数」の論理和をキーワードとして検索し、さらに内容をスクリーニングすることにより、本テーマに関連する判決例として以下のものを見出した。（判決の要点のみ記載）

(i) 平成17年5月30日東京地裁判決：平成15年(ワ)第25968号（上記1.(vi)に既出）

- ・出願経過を参酌することにより、本件発明に特有の課題を解決するために、特定の数値限定を含む構成を採用したのであるから、当該数値限定を含めて本件発明の本質的部分である、と認定し、当該数値範囲から外れる被告製品は、本件発明とは均等ではない、と結論付けている。

(ii) 平成16年10月21日大阪地裁判決：平成14年(ワ)第10511号(上記1.の(vi)に既出)：

- ・特許請求の範囲に記載された数値限定に意義がある場合には、特段の事情がない限り、数値限定は特許発明の本質的部分に該当する、との原則を提示した上で、明細書の記載及び出願経過を参酌することにより、本件発明の数値限定に意義を認定した上で、特段の事情もなしとして、当該数値限定が本件発明の本質的部分にあたる、と判じている。
- ・明細書の記載及び出願経過を参酌することにより、当該数値限定を超えたならば、本件発明の目的、作用効果が達成されない、と認定して、数値限定を超えるものは置換可能性要件を充足しない、と判じている。
- ・当該数値限定は、拒絶査定を克服するために補正として提出されたものであるから、特許請求の範囲から意識的に除外したものにあたる、と判じている。

(iii) 平成16年3月5日東京地裁判決：平成15年(ワ)第6742号(上記1.の(i)に既出)：

- ・「45%以上」という数値限定につき、45%未満の場合には技術的課題が解決できないとの明細書の記載が、「意識的除外」の根拠の一つとされ、さらに「45%以上」を「本質的部分」と認定する根拠ともされている。

(iv) 平成14年7月19日東京地裁判決：平成12年(ワ)第22926号(上記2.に既述)：

- ・上下限を定めることにより、特許発明の作用効果を奏し、かつ出願経過における引例との差別化をも図って特許を得たものであるとの理由により、上下限を含めて特許発明の本質的部分であり、かつ意識的除外にも該当する、と判じている。

(v) 平成17年7月12日知財高裁判決：平成17年(ネ)第10056号：

- ・明細書の発明の詳細な説明を参酌することにより、本件発明に特有の課題を解決するために特定の数値限定を含む構成を採用したのであるから、当該数値限定を含めて本件発明の本質的部分である、と認定している。
- ・仮に出願人が意味もなく特許請求の範囲に数値限定をしたものであっても、本質的部分として認定するに足る数値限定の意義が発明の詳細な説明に記載され、特許請求の範囲に数値限定をしている以上、限定された数値範囲は特許発明の本質的部分である、と判じている。

3.3. 検討

数値限定を特許請求の範囲に含む特許発明の技術的範囲を画定する場面で、均等範囲について判断がなされた事件の全て(検索の範囲内)において、数値限定を含めて特許発明の本質的部分に該当するものと認定されている。その理由付けとして、(1)本件発明に特有の課題を解決するために、特定の数値限定を含む構成を採用したのであるから、当該数値限定を含めて本件発明の本質的部分である、とするもの(裁判例(i),(iii),(v))；(2)特許請求の範囲に記載された数値限定に意義がある場合には、特段の事情がない限り、数値限定は特許発明の本質的部分に該当する、とするもの(裁判例(ii))；(3)特許発明の作用効果を奏し、かつ出願経過における引例との差別化をも図って特許を得たものである、とするもの(裁判例(iv))が見られる。

裁判例(ii)は、裁判例(i),(iii),(v)よりも踏み込んだ判断基準を提示したものと、言うことができる。特許請求の範囲は、特許出願人が考える必要発明特定事項の全てが記載されるもの(特許法36条5項)である以上、数値限定を含めて特許発明の全ての構成要件は、何らかの技術的意義を有するはずである。上記(2)の基準は、数値限定に関しては、その意義が明細書等から把握できる場合には、原則として特許発明の本質的部分に当たる、とするものであるから、数値限定を構成要件一般とは異なる特殊なもの、と把握していることを意味する。その理由として、「その数値の範囲内の技術に限定することで、その発明に対して特許が付与されたと考えるべきものであるから」、と述べられるが、構成要件一般から数値限定をいわば特別扱いする理由付けにはなっていないように思われる。有効数字の範囲まで技術的範囲を拡張して定めることに合理性なし、とする理由として、特許権者は出願時において数値を自在に選択することができた、と判じた内容(上記3.判決例(ii)と同じ上記1.判決例(vi))を、もしも等しく背景思想とするのであれば、数値限定を「本質的部分」に結びつけるよりも、「意識的に除外されたものにあたる」(均等第5要件不充足)とする方が、論理的であるように思われる。

特許請求の範囲に数値限定が記載される場合には、その数値範囲は特許権者が望む限り広く記載されるはずである。それゆえ、特許発明に特有の課題を解決する範囲で、最大限度まで広く記載されることが多いものと思われる。この場合には上記(ii)によらずとも上記(i)の通りに、当該数値範囲は、「明細書の特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうち、当該発明特有の課題解決のための技術手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分」（平成19年3月27日知的財産高等裁判所判決・平成18（ネ）10052ほか多数の判決）に該当し、本質的部分であると結論付けることができる。更に、その場合には、当該数値範囲を超えた製品については、特許発明に特有の課題を解決できないのであるから、「特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏するもの」（最高裁「ボールスプライン事件」判決）とは言えず、置換可能性要件（均等第2要件）も同時に充足しないことになるものと思われる。

《その後の数値限定範囲の均等判断》

- (1) 平成17年7月12日知財高裁判決：数値範囲有り。明細書に上限・下限の意義が記載。均等第1要件の充足性否定。
- (2) 平成20年11月27日大阪地裁判決：数値範囲（整数）あり。明細書・従来技術を参酌して均等第1要件の充足性否定。
- (3) 平成21年4月7日大阪地裁判決（上記1.に記載）：数値範囲有り。補正による数値限定につき均等第5要件の充足性否定。
- (4) 平成22年3月31日知財高裁判決（上記(3)の控訴審）：数値範囲有り。補正による数値限定につき均等第5要件の充足性否定。
- (5) 平成26年2月6日大阪地裁判決：数値範囲有り。均等第4要件の充足性否定。

このように、数値限定発明について、均等第1要件非充足に依拠することなく、第4、第5要件非充足を理由に、均等を否定する裁判例が近年に現れている。しかし理由は何であれ、数値範囲について均等を認めた裁判例は、検索の範囲内ではあるが、その後も見いだされていない。

4. 数値限定のある特許発明の技術的範囲について・・・米国では？

4.1. 問題意識

数値限定のある特許発明の技術的範囲についての上記1.～3.のテーマに関し、他国、特に特許訴訟先進国としての米国では、どのように判断されているのか、という疑問があった。

4.2. 判決例

- (i) Viskase Corp. v. Am. Nat'l Can Co., 261 F.3d 1316, 1320–21 (Fed. Cir. 2001) (2001年7月31日 CAFC 判決) .

- ・争点とされたクレーム中の数値限定： 極低密度ポリエチレン(VLDP)の密度に関し、“below about 0.91 g/cm³”
- ・被告の製品： (同) “0.912 g/cm³”
- ・判決（要点）：
 - ・地方裁判所（下級審）は、“about 0.91 g/cm³”について、“between 0.905 and 0.914”と解釈。
 - ・CAFC（控訴審）は、この解釈が標準的な科学上の慣習であることを認めつつも、審査経過において、原告が引例（“0.910 to 0.940 g/cm³”を開示）と差別化するために、引例は“below about 0.910 g/cm³”ではない、と主張していたことから、“0.910 g/cm³”で線引きされる、と判示。
 - ・“below about 0.91 g/cm³”が被告製品の“0.912 g/cm³”を含まないのであるから、“about”による広がりについては判断を要しない、と判じている。
 - ・地裁の文言侵害判決を覆し、差し戻したことから、均等侵害については判断していない。

- (ii) U.S. Philips Corporation v. Iwasaki Electric Company Ltd., Fed. Cir. No. 2007-1117, November 2, 2007 (2007年11月2日 CAFC判決) .

- ・争点とされたクレーム中の数値限定： 特定の気体の濃度に関し、“between 10⁶ μmol/mm³ and 10⁴ μmol/mm³”
- ・被告の製品： (同) “1.2 × 10⁴ to 2.0 × 10⁴ μmol/mm³”
- ・判決（要点）：
 - ・地方裁判所（下級審）は、“between 10⁶ and 10⁴ μmol/mm³”を“between 1 × 10⁶ and 1 × 10⁴ μmol/mm³”と解釈した上で、文言、均等侵害を否定。

- CAFC（控訴審）も、“between 10^6 and $10^4 \mu\text{mol}/\text{mm}^3$ ”を“between 1×10^6 and $1 \times 10^4 \mu\text{mol}/\text{mm}^3$ ”とする解釈を支持。
- 原告は、“between 10^6 and $10^4 \mu\text{mol}/\text{mm}^3$ ”の解釈のみを争い、仮に“between 1×10^6 and $1 \times 10^4 \mu\text{mol}/\text{mm}^3$ ”と解釈し得たとしても 1.2×10^4 は 1×10^4 に含まれる、という主張をしていない（地裁でのみ主張）との理由により、文言侵害否定については地裁判決を支持。
- 同時に、科学の分野では、“ 1×10^6 ”、“ 1×10^4 ”は、“ 1.0×10^6 ”、“ 1.0×10^4 ”よりも精度が低い場合があると述べつつ、クレームはあくまで“ 1×10^6 ”、“ 1×10^4 ”であって、“ 1.0×10^6 ”、“ 1.0×10^4 ”と解すべき理由はない、と判示。
- 一方、原告は被告製品が“between 10^6 and $10^4 \mu\text{mol}/\text{mm}^3$ ”の均等の範囲である、と主張しているため、均等侵害については判断。
- 「先判例^{〔註1〕}^{〔註2〕}によれば、クレームが数値範囲を記載しているというだけで、均等論の適用が排除される訳ではない」とし、さらに審査経過を考慮しても均等範囲の放棄を推定する理由はないとして、均等侵害を否定した地裁判決を破棄し、差し戻している。
^{〔註1〕} Abbott Laboratories v. Dey, L.P., 287 F.3d 1097 (Fed. Cir. 2002) (2002年CAFC判決)
^{〔註2〕} Warner-Jenkinson Co. v. Hilton Davis Chem. Co., 520 U.S. 17, 39 n.8 (1997) (1997年3月3日最高裁判決)

4.3. 検討

判決例(i)では、科学の慣習によれば、クレームに記載の有効数字の桁数によって、数値の精度が異なる（桁数が低いほど幅が広がる）ものであることを認めつつも、審査経過を参酌して、広がりやを否定している。判決例(ii)では、原告の主張に現れないため、 1.2×10^4 が 1×10^4 に含まれるか否かの判断はなされなかったが、クレームに記載の有効数字の桁数によって、数値の精度が異なる可能性を示唆している。

米国では、明細書、審査経過等を参酌して否定する理由がなければ、クレームに記載の数値に、有効数字の精度に基づく広がりやを認める方向にあるように思われる。さらに、クレームが数値範囲を記載しているというだけで、均等論の適用が排除される訳ではない、という考え方が裁判例により定着しており、均等論による数値限定の拡張解釈に事実上厳しい日本とは、異なっていると言うことができる。

数値限定のある特許発明への均等論の適用について、米日間で明暗が見られるのは、米国では我国の均等論における第1要件（非本質性要件）が存在しないことによるものと思われる。上記3.の通り、我国の判決例では、数値限定への均等の成立性が、多くの場合、第1要件非充足を理由に否定されているからである。中国においても、最高裁判所（最高人民法院）の司法解釈（法積[2001]第21号）により、均等成立要件として、手段・機能・効果の基本的同一性と置換容易性が示され、米国同様に非本質性要件は含まれていない。このことから、中国においても米国同様に、数値限定のある特許発明へ均等論が適用されるケースが多くなるものと思われる。

5. 数値限定に「約」「程度」等の語句が付されているときに、特許発明の技術的範囲は、どの程度の幅を持つものとして解釈されるのか

5.1. 問題意識

特許発明のクレームの記載が、ある要素に関して「約100mm～約250mm」のように、数値限定を含むとともに、当該数値限定に「約」「程度」等の広がりやを付与するような語句が付された場合には、当該特許発明の技術的範囲は、出願人の意図通りに、ある程度の広がりを持つものとして解釈されるのか、そうだとすれば、どの程度の広がりを持つものとして解釈されるか、という疑問があった。

5.2. 判決例

「数値限定」と「有効数」の論理和をキーワードとして検索し、さらに内容をスクリーニングすることにより、本テーマに関連する判決例として、唯二つ、次の(i)、(ii)を見出した。これらは被告を異にする同一特許権の侵害事件である。

(i) 平成13年10月4日大阪地裁判決：平成12年(ワ)第11470号「腹部揺動器具事件（その1）」（仮称）：

- 争点とされたクレーム中の数値限定：足載台に関し、「10～30mm程度の振幅で、毎分100～200回程度の速度で左右に往復動する」
- 被告の製品：(同)「40mmの振幅で、毎分72回の速度で左右に往復動する」

(ii) 平成13年9月18日大阪地裁判決：平成12年(ワ)第11471号「腹部揺動器具事件(その2)」(仮称)：

- ・争点とされたクレーム中の数値限定： 足載台に関し、「床面より100～200mm程度の位置に設けられ」ている。
- ・被告の製品：(同)「床面からは約231mm、同時に販売される回転盤の上面からは171mmないし200mmの高さに設けられ」ている。

また、「略」「約」「実質的に」の論理和をキーワードとして検索し、さらに内容をスクリーニングすることにより、本テーマに関連する判決例として、唯一つ、次の(iii)を見出した。

(iii) 平成9年7月17日東京高裁判決：平成6年(ネ)第2857号「ヒト白血球インターフェロン感受性疾患治療用医薬組成物事件」(仮称)：

- ・争点とされたクレーム中の数値限定： ヒト白血球インターフェロン感受性疾患治療用医薬組成物に関し、分子量約16,000±1,000～約21,000±1,000であること
- ・被告の製品(サブタイプα8)： (同) 分子量24,000±1,000程度

さらに、文献「特許侵害裁判の潮流(大場正成先生喜寿記念)」(発明協会・2002年12月17日初版)より、下記の2件(iv),(v)を見出した(p.141-153)。

(iv) 平成10年4月28日最高裁判所判決：平成6年(オ)第2378号「燻し瓦製造法事件」：

- ・本件発明(概略構成)：瓦素地の焼成後に未燃焼のLPガスを窯内に送って充満させ、1,000℃ないし900℃「付近」の窯内温度と焼成瓦素地の触媒的作用により未燃焼LPガスを熱分解し、その分解によって単離される炭素を転移した黒煙を瓦素地表面に沈着するという構成を有する燻(いぶ)し瓦の製造法(最高裁判決文より；「摂氏〇〇度」を「〇〇℃」に書替)
- ・被告方法：被告は複数であるが、『例えば、被上告人(被告)Eの製造方法において、燻化開始時の窯内温度は、窯上段が880℃、下段が870℃、燻化終了時の窯内温度は、窯上段が850℃、下段が820℃であり、Gの製造方法において、燻化開始時の窯内温度は、窯上段が890℃、下段が880℃、燻化終了時の窯内温度は、窯上段が860℃、下段が845℃である。』(最高裁判決文より；「摂氏〇〇度」を「〇〇℃」に書替)

(v) 平成14年4月10日名古屋高裁判決：平成10年(ネ)第398号(上記(iv)の差し戻し審)：

5.3. 検討

「燻し瓦の製造法事件」では、原審(高裁判決；上記文献及び上記永野氏著書より)が、『特許請求の範囲及び発明の詳細な説明のいずれにも、右「付近」の幅を判断するについて参酌すべき内容はない』として、『燻化温度について1000℃ないし900℃「付近」という100℃程度の幅を設けているから、「付近」の意義は100℃よりもかなり狭い幅を指すことは明らかである』と判じたのに対し、最高裁判決は、『特許請求の範囲及び発明の詳細な説明には、「付近」の意義を解釈するに当たり参酌すべき作用効果が開示されているのであって、右「付近」の意義を判断するに当たっては、これらの記載を参酌することが必要不可欠である』と判じている。そして、『「付近」の意義については、本件特許出願時において、右作用効果を生ずるのに適した窯内温度に関する当業者の認識及び技術水準を参酌してこれを解釈することが必要である』と判示している。

その後の下級審判決である「腹部揺動器具事件(その1)」判決は、発明の作用効果を参酌し、作用効果が数値限定を伴って書かれていること、並びに、出願経過及び出願前公知文献から、当該数値限定が本件発明の進歩性を肯定する一要素となったと認められることから、「程度」という語句の意義について、「相当程度厳格に画され」た範囲を意味するものと認定した上で、被疑侵害製品の数値は「相当程度厳格に画され」た範囲を超えている、との結論を導いている。そして、「相当程度厳格に画され」た範囲を定めるのに、特許発明の数値範囲からの被疑侵害製品の数値の差異が、数値範囲の上限と下限との間隔、望ましい代表値と上限・下限との間隔に比して、無視できない大きさであるか否か、を判断している。

当該判決はさらに、数値範囲の限定が、公知技術から特許発明を画する要素となった、との認定に基づいて、当該数値範囲は特許発明の本質的部分に該当するとし、均等第1要件の充足性を否定している。

「腹部揺動器具事件(その2)」判決は、実施例に数値限定の意義が記載され、特に出願経過の中で当該意義が一層明確にされており、そのことが本件発明の進歩性を肯定する一要素となったと認められるとして、「程度」という語句の意義について、「それほど広い数値範囲を含ませるべきではない」と認め

定した上で、被疑侵害製品の数値は「程度」が意味する範囲を超えている、との結論を導いている。そして、「程度」が意味する範囲を定めるのに、特許発明の数値範囲からの被疑侵害製品の数値の差異が、数値範囲の上限と下限との間隔、望ましい代表値と上限・下限との間隔に比して、無視できない大きさであるか否か、を判断している。

当該判決はさらに、数値範囲の限定には意義があり、かつ当該数値範囲は本件出願前に公知ではなく、しかも出願経過において数値限定の根拠が明らかにされたことが、本件発明の進歩性を肯定する一要素になった、との認定に基づいて、当該数値範囲は特許発明の本質的部分に該当するとし、「腹部揺動器具事件（その1）」判決同様に、均等第1要件の充足性を否定している。

なお原告は、「足載台は、床面より100～200mm程度の位置に設けられ」（構成要件③）の「床面」とは、被告装置では、実際の床面ではなく回転盤の上面を意味する、と主張していた。判決は、明細書の記載および出願経過を参酌して、これを退け、被告装置の「床面」から「約231mm」が、「床面より100～200mm程度」に該当するか否かを判断したものである。

以上の3例を比較すると、最高裁判決は、「付近」の語義について、もっぱら明細書に記載される発明の作用効果を参酌して定めるべきであり、その目的の限りで、出願時の技術水準を参酌すべきである、と判示しているかのようにも見える。これに対し、その後の地裁2判決は、発明の作用効果に限ることなく、明細書、出願経過、出願時の技術水準（公知文献）を幅広く参酌して、語義を定めようとしているように見える。語義の確定に有益な事項を幅広く参酌しようとするもので、より広い視野に立った妥当な解釈を導こうとする姿勢を読み取ることができる。当該手法は、特許請求の範囲の用語の意義を解釈する上で、裁判例で広く認められている一般的手法に他ならず、数値限定に付された「約」「およそ」の語義の解釈も、その例外ではないことを、実例をもって示したものと言えらるであろう。

最高裁判決は、この点、幾分一面的であるように一見映るが、参酌すべき事項無し、とした原審判決に対し、参酌すべき事項として発明の作用効果に注意を喚起し、これを無視すべきでない、としたところにまず意義を認めることができる。さらに最高裁判決は、発明の作用効果以外の事項の参酌を禁じている訳ではなく、その後の下級審2判決をも許容するものではないだろうか。そのように解するならば、先判例としての意義を持ち続け得るものと考えられる。『「付近」の意味する幅は100℃よりもかなり少ない数値を指す』と判じた原審判決に対し、最高裁判決は、『作用効果を参酌することなしにこのような判断をすることはできない』と判じている。『「程度」という文言には、広い数値範囲を含ませるべきではないと解される』との結論を導くに際し、地裁2判決は、明細書の記載、出願経過、出願時の技術水準（公知文献）を参酌している。最高裁判決の精神は生かされているものと考えられる。

地裁2判決の後に言い渡された名古屋高裁（差戻審）判決（上記文献）は、最高裁判決の文言通りに、もっぱら発明の作用効果に着目し、当該作用効果を奏する範囲を画定するために、技術水準と周知の当業者の認識とを参酌しており、地裁2判決よりも参酌事項が幾分限定的であるように映る。最高裁判決の解釈と共に、事案の相違、当事者が提出する訴訟資料の相違等が反映されたものであろう。

均等論に関しては、地裁2判決を見る限り、数値限定に広がりや付与する「程度」等の文言の有無に拘わらず、数値限定は発明の本質的部分に該当する、との認定に導かれ易い、というのが一般的傾向のようである。

「ヒト白血球インターフェロン感受性疾患治療用医薬組成物事件」（仮称）では、『電気泳動の方法ではあまり厳密なところは分からないから、それによって得た分子量の値は、せいぜい一応の目安というべきものにすぎない。したがって、本件特許請求の範囲における「約」という値はかなりの幅を持つと解すべきである』、との原告の主張に対し、判決は、『本件明細書の特許請求の範囲及び発明の詳細な説明に明示された±1,000の誤差範囲及び乙第六〇号証（大阪市立工業研究所報告書）に明示された±1,000の誤差範囲を不相当と解すべき確な証拠はないから、控訴人のこの点の主張は採用できない』として、当該主張を退けている。±1,000という誤差範囲（広がり）が明示されていたため、実質上、「約」が無いものと同様に、数値の範囲を当該誤差範囲に限定して解したものと思われる。妥当性については疑問が残るとしても、明細書を記載する上では留意を要する点であろう。なお当該判決は、控訴人（原告）の主張がないため、（被告製品中サブタイプα8については）均等侵害性を判断していない。

6. 数値限定に「約」「程度」等の語句が付されているときの特許発明の技術的範囲について・・・米国では？

6.1. 問題意識

数値限定に「約」「程度」等の語句が付されているときの特許発明の技術的範囲に関し、他国、特に特許訴訟先進国としての米国では、どのように判断されているのか、という疑問があった。

6.2. 判決例

(i) Ortho-McNeil Pharmaceutical, Inc. 対 Caraco Pharmaceutical Laboratories, Ltd. 事件 United States Court of Appeals for the Federal Circuit: 05-1102, (2007年1月19日 CAFC 判決)

・争点：重量比が 1:7.5 を下回ることのない 2 種の成分を含有する医薬組成物は、同一の 2 成分の重量比が「約(about) 1:5 である医薬組成物に関するクレームを、文言上ないし均等論上侵害するのか。

・CAFC 判決：『「約」という語を使用することによって、特定のパラメータに対して厳格な数値限界を付与することを回避することができる。・・・重量比 1:5 は重量比 1:1 とともに、区別してクレームされており、当該特許中の他の広い比率範囲からも区別されているから、内的証拠は「約 1:5」という用語の意味が狭いことを示している。』

『専門家の意見を含めた内的および外的証拠を考慮すると、「約 1:5」という用語が「近似的に 1:5」を意味し、1:3.6 から 1:7.1 を超えない比率の範囲に及ぶ、とした地方裁判所の解釈に誤りはない。』

『「約 1:5」という比率を明瞭に区別してクレームしているので、Ortho (原告) は、均等論に基づいて、特許に明示的に特定された区間の外側の比率に及ぶほどに当該パラメータが広い、と主張することは最早できない。』

(ii) U.S. Philips Corporation v. Iwasaki Electric Company Ltd., Fed. Cir. No. 2007-1117, November 2, 2007 (2007年11月2日 CAFC 判決) (上記 1. のテーマで既に引用) .

・判決：“... terms like “approximately” serve only to expand the scope of literal infringement, not to enable application of the doctrine of equivalents.” (p.15)

『・・・“approximately (約)” のような用語は、文言侵害の範囲の拡張にのみ働き、均等論の適用を可能にするように働くものではない。』

6.3. 検討

米国においても、「約」等が数値限定に広がりを与与するものと認めている点、さらに明細書等を広く参酌して解釈すべきとする点において、我が国の裁判例と共通しているものと思われる。「約」等の記載が、均等論による拡張に対しては働かない、とする点では、個別具体的に事案を検討した上で、事実上均等を認めない傾向にある我が国よりは、厳しいとすることができる。

2008年11月10日の研究会報告には準備が間に合わなかったが、その直前の2008年10月7日 CAFC 判決、Cohesive Technologies, Inc. 対 Waters Corporation 事件, Fed. Cir. No. 2008-1029-1032, 1059 は、特許クレームが、粒子の大きさの下限につき“約(about)30 μ m”という数値限定を含んでいた事案に関し、『クレームが数値範囲を記載しているという事実があっても、それ自体では、・・・均等論に依拠することを妨げられない。』『特許権者が、限定事項の均等物となるべきものをクレームの文言範囲に含めた場合には、クレームの範囲をさらに広げるのに均等論を利用することはできない。このような事情においては、特許権者は、均等物の均等物を包含するように、均等論に依拠することはできない。』と判示しており、上記結論をさらに裏付けている。なお、均等論の適用について米国と同様の基準を提示する中国において、「約」等の記載の均等論上の扱いについても、米国と同様の解釈を採るか否かは、未知数である。

(以上)